4　前三項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であって、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

［一・二　略］

5　標準的手法を採用する信用協同組合等が第五十二条から第五十二条の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

6　標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三条までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

［一・二　略］

7　標準的手法を採用する信用協同組合等は、この節における与信相当額の算出に当たっては、ＣＶＡの影響を勘案しないものとする。

8　［略］

（ＳＡ－ＣＣＲ）

第五十一条　標準的手法を採用する信用協同組合等がＳＡ－ＣＣＲを用いる場合には、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引の集合をいい、それ以外の取引にあっては個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式により与信相当額を算出する。ただし、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引の集合に限る。）において、複数のマージン・アグリーメント（取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条並びに次条第五項及び第十一項において同じ。）が締結されている場合には、個々の当該マージン・アグリーメントの下にある取引の集合ごとに、与信相当額を算出するものとする。

与信相当額＝1.4×（RC＋PFE）

RCは、再構築コスト（以下この条において同じ。）

PFEは、将来の潜在的なエクスポージャー額（以下この条において同じ。）

2　前項のRCは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出するものとする。

一　マージン・アグリーメントを締結していない場合

$RC=\max\{V-C,\ 0\}$

$C=C_{collect}\times(1-Hc_{collect}-Hfx_{collect})-C_{post}\times(1+Hc_{post}+Hfx_{post})$

Vは、ネッティング・セットに含まれる取引の時価の合計額（次号及び第六項において同じ。）

Cは、ヘアカット調整後のネット担保額（次号及び第六項において同じ。）

$C_{collect}$は、取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

2　前項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であって、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

［一・二　同上］

3　標準的手法を採用する信用協同組合等が第五十三条から第五十三条の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4　標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三条の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

［一・二　同上］

5　標準的手法を採用する信用協同組合等は、この節における与信相当額の算出に当たっては、ＣＶＡの影響を勘案してはならない。

6　［同上］

（カレント・エクスポージャー方式）

第五十一条　標準的手法を採用する信用協同組合等がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

2　次の各号に掲げるいずれかの額

一　派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。

二　法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額とすることができる。ただし、零を下回らないものとする。

3　次の各号に掲げるいずれかの額

一　派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目（ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ　派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）の掛目

取引の区分	残存期間の区分	掛　目（パーセント）
外国為替関連取引及び金関連取引	一年以内	一・〇
	一年超五年以内	五・〇
	五年超	七・五